

教育関係行事の共催等事務処理要綱の一部を改正する要綱

教育関係行事の共催等事務処理要綱（平成18年鹿屋市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市教育関係行事の共催等事務処理要綱

第3条第1項第1号ウ中「鹿屋市体育協会」を「鹿屋市スポーツ協会」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。